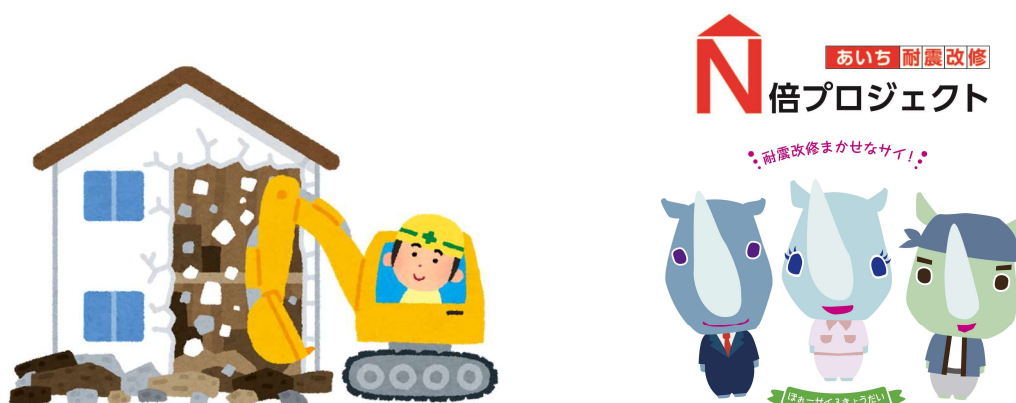


◆木造住宅除却費補助金◆



【補助制度の主な内容】

- 補助の対象となる木造住宅（以下のいずれにも該当すること）
 - ・ 市内に存する主に居宅として使用している S56. 5. 31 以前に着工された木造住宅
 - ・ 木造住宅耐震診断の結果で判定値が 1.0 未満と診断されたもの（または、容易な耐震診断調査票に基づき、市長が倒壊の危険性があると判断したもの）
 - ・ 個人が所有するもの
 - ・ 所有権以外の権利（抵当権など）が設定されていないもの
※権利者が同意している場合は除く
 - ・ 過去に耐震改修費補助金等の交付を受けていないもの
 - ・ 公共事業の補償対象でないもの

- 補助金の交付対象者（以下のいずれにも該当すること）
 - ・ 上記木造住宅の所有者
 - ・ 常滑市のすべての市税に滞納がない者
 - ・ 建物またはその敷地が共同所有の場合 共有者全員の同意を得た者（任意様式）
 - ・ 申請者が土地所有者でない場合 土地所有者の同意を得た者（任意様式）

- 補助金額（上限 30 万円）
補助対象経費に 5 分の 4 を乗じて得た額（1,000 円未満は切り捨て）
※補助対象経費：対象建物の除却工事費用から消費税等を除いた額

▲ 注意事項 ▲

- ・ 工事の契約および着手前に申請が必要です。契約後または工事後の申請では補助金を受けることが出来ません。また、一部のみの除却は対象外です。
- ・ 補助金の交付決定日から 90 日以内（または 1 月末日）に、工事契約を締結すること。
- ・ 工事完了日から 30 日以内（または 2 月末日）に、完了実績報告書を提出すること。
- ・ 確定額通知日から 30 日以内（または 3 月 7 日）に、交付請求書を提出すること。

手続きの流れ

申請者

市（都市計画課）

